

伊 勢 市 公 報

第 125 号
平成 23 年 1 月 20 日
木 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について	5
○ 伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について	6
○ 伊勢市児童館の指定管理者の指定について	7
○ 伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について	8
○ 伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について	10
○ 伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について	12
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について	13
○ 伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について	14
○ 伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	15
○ 伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について	17
○ 伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の指定について	18
○ サンライフ伊勢の指定管理者の指定について	19
○ 伊勢市中村会館の指定管理者の指定について	20
教育委員会告示	
○ 伊勢市公民館の指定管理者の指定について	21
○ 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について	25
○ 教育委員会会議の招集について	31
上下水道告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	32
公 告	
○ 公示送達	33
○ 公示送達	34

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 1 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産の売払い及び貸付けに係る一般競争入札並びに物品を売払う場合は、この限りでない。

第 5 条第 1 項中「100 分の 5 以上」の次に、「(電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産等売却システム」という。)による入札にあつては、当該入札に係る予定価格の 100 分の 10 以上)」を加え、同条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証

第 5 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、電子情報処理組織を使用して行う入札にあつては、市長が別に定める。

第 5 条の 2 中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証 保証金額

第 5 条の 3 第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者が、当該入札に係る参加資格を有し、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第 6 条第 2 項中「市長が」の次に「別に」を加える。

第 8 条第 1 項中「一般競争入札」の次に「(次条に定める電子入札及び公

有財産等売却システムによる入札を除く。)」を加える。

第8条の2第1項中「(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。)」を「(電子情報処理組織を使用して行う入札(公有財産等売却システムによる入札を除く。))をいう。)」に改め、同条第2項を同条第3項とし、次のように改める。

3 第1項の電子入札及び前項の公有財産等売却システムによる入札の運用については、市長が別に定める。

第8条の2第1項の次に次の1項を加える。

2 公有財産等売却システムによる入札に参加しようとする者は、前条の規定による入札書の提出に代えて、当該システムに必要事項を入力させることにより行わせることができる。

第13条第1項中書面の次に「その他の方法」を加える。

第27条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証

第27条の2中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 公有財産等売却システムを管理する事業者の保証 保証金額

第28条に次の1項を加える。

2 公有財産及び物品の売払いに係る契約保証金は、当該契約に係る売払い代金に充てることができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

伊勢市告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市福祉健康センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市福祉健康センター (ただし、伊勢市中央保健センター、伊勢市ひまわり及び伊勢市休日・夜間応急診療所を除く。)
位置	伊勢市八日市場町 13 番 1 号
団体名	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市ハートプラザみそのの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市ハートプラザみその (ただし、伊勢市御菌保健センター及び伊勢市御菌 デイサービスセンターを除く。)
位置	伊勢市御菌町長屋 2767 番地
団体名	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御菌町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市児童館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称及び位置	伊勢市小俣児童館 伊勢市小俣町元町 662 番地 1
	伊勢市明野児童館 伊勢市小俣町新村 399 番地 3
団体名	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御薊町長屋 2767 番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

伊勢市告示第 4 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 59 号）第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|-------------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市二見こども未来クラブ |
| 位置 | 伊勢市二見町茶屋 63 番地 4 |
| 団体名 | 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御菌町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| (2) 名称 | 伊勢市御菌こどもプラザ |
| 位置 | 伊勢市御菌町長屋 2794 番地 1 |
| 団体名 | 株式会社 日本ダイケアセンター |
| 団体所在地 | 東京都千代田区猿楽町 2 丁目 2 番 3 号 |
| 代表者 | 代表取締役社長 齋藤 加代子 |

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市みなとデイサービスセンター |
| 位置 | 伊勢市神社港 262 番地 1 |
| 団体名 | 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御菌町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |
| | |
| (2) 名称 | 伊勢市二見デイサービスセンター |
| 位置 | 伊勢市二見町茶屋 310 番地 |
| 団体名 | 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御菌町長屋 2767 番地 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称及び位置	伊勢市ひまわり	伊勢市八日市場町13番1号
	伊勢市工房そみん	伊勢市二見町茶屋314番地3
	伊勢市小俣さくら園	伊勢市小俣町宮前577番地1
	伊勢市御菌しらぎく園	伊勢市御菌町長屋415番地1

団体名 社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会

団体所在地 伊勢市御菌町長屋2767番地

代表者 会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

伊勢市告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター
位置	伊勢市黒瀬町562番地3
団体名	社会福祉法人 伊勢市社会福祉協議会
団体所在地	伊勢市御菌町長屋2767番地
代表者	会長 中北 隆敏

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

伊勢市告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市二見健康管理増進センター
位置	伊勢市二見町松下526番地
団体名	二見町松下区
団体所在地	伊勢市二見町松下2005番地
代表者	区長 岡島 芳治

2 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

伊勢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年伊勢市条例第59号)第8条第2項の規定により告示します。

平成23年1月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

(1) 名称 三津コミュニティセンター
位置 伊勢市二見町三津 301 番地
団体名 三津区
団体所在地 伊勢市二見町三津 303 番地
代表者 区長 山本 平和

(2) 名称 江コミュニティセンター
位置 伊勢市二見町江 683 番地
団体名 江区
団体所在地 伊勢市二見町江 749 番地
代表者 区長 中井 安彦

- (3) 名称 西コミュニティセンター
位置 伊勢市二見町西 866 番地
団体名 西区自治会
団体所在地 伊勢市二見町西 866 番地
代表者 区長 柏端 弘三
- (4) 名称 光の街コミュニティセンター
位置 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4
団体名 光の街区自治会
団体所在地 伊勢市二見町光の街 1019 番地 4
代表者 区長 濱條 幸久

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市朝熊ふれあい会館
位置	伊勢市朝熊町 1433 番地
団体名	朝熊町自治会
団体所在地	伊勢市朝熊町 1188 番地
代表者	区長 森 眞光

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設
位置	伊勢市二見町松下 1335 番地
団体名	二見しょうぶロマンの森維持管理組合
団体所在地	伊勢市二見町松下 1335 番地
代表者	組合長 山本 貞夫

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、サンライフ伊勢の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	サンライフ伊勢
位置	伊勢市八日市場町 13 番 13 号
団体名	社団法人伊勢・鳥羽・度会地域中小企業勤労者福祉サービスセンター
団体所在地	伊勢市八日市場町 13 番 13 号
代表者	理事長 塚本 征也

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 13 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市中村会館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市中村会館
位置	伊勢市中村町 898 番地
団体名	中村町自治会
団体所在地	伊勢市中村町 893 番地
代表者	会長 大西 通雄

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 1 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市立公民館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号)第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 5 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|--------------------|
| (1) 名称 | 伊勢市立高麗広公民館 |
| 位置 | 伊勢市宇治今在家町 511 番地 |
| 団体名 | 伊勢市立高麗広公民館運営委員会 |
| 団体所在地 | 伊勢市宇治今在家町 511 番地 |
| 代表者 | 委員長 杉山 依士登 |
| (2) 名称 | 伊勢市立下小俣公民館 |
| 位置 | 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1 |
| 団体名 | 下小俣自治会 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町元町 1282 番地 1 |
| 代表者 | 会長 太田 茂男 |

- (3) 名称 伊勢市立高畑公民館
位置 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3
団体名 高畑自治区
団体所在地 伊勢市小俣町宮前 787 番地 3
代表者 区長 畑 守
- (4) 名称 伊勢市立新高公民館
位置 伊勢市御菌町高向 686 番地 8
団体名 新高地区自治会連合会
団体所在地 伊勢市御菌町高向 686 番地 8
代表者 代表 井田 賢
- (5) 名称 伊勢市立高向公民館
位置 伊勢市御菌町高向 2589 番地 1
団体名 高向地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町高向 2589 番地 1
代表者 自治会長 辻村 春雄
- (6) 名称 伊勢市立王中島公民館
位置 伊勢市御菌町王中島 594 番地
団体名 王中島地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町王中島 594 番地
代表者 自治会長 世古口 勉

- (7) 名称 伊勢市立新開公民館
位置 伊勢市御菌町新開 941 番地
団体名 新開地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町新開 941 番地
代表者 自治会長 岡嶋 修二
- (8) 名称 伊勢市立上長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 260 番地 1
団体名 上長屋地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 260 番地 1
代表者 自治会長 倉世古 教太郎
- (9) 名称 伊勢市立中長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1
団体名 中長屋地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 1074 番地 1
代表者 自治会長 山口 晃
- (10) 名称 伊勢市立下長屋公民館
位置 伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2
団体名 下長屋地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町長屋 1599 番地 2
代表者 自治会長 中西 好一郎

- (11) 名称 伊勢市立上條公民館
位置 伊勢市御菌町上條 88 番地
団体名 上條地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町上條 88 番地
代表者 自治会長 藤村 幸八
- (12) 名称 伊勢市立小林公民館
位置 伊勢市御菌町小林 343 番地
団体名 小林地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町小林 343 番地
代表者 自治会長 西口 勇
- (13) 名称 伊勢市立上條公民館分館
位置 伊勢市御菌町上條 1153 番地 1
団体名 上條地区自治会
団体所在地 伊勢市御菌町上條 88 番地
代表者 自治会長 藤村 幸八

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 2 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、伊勢市学習等供用施設の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 59 号) 第 8 条第 2 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 5 日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

- | | |
|--------|-------------------|
| (1) 名称 | 村松町民会館 |
| 位置 | 伊勢市村松町 4011 番地の 1 |
| 団体名 | 村松町会 |
| 団体所在地 | 伊勢市村松町 4011 番地の 1 |
| 代表者 | 会長 濱口 忠昭 |
| (2) 名称 | 東豊浜町土路区町民会館 |
| 位置 | 伊勢市東豊浜町 1089 番地 |
| 団体名 | 東豊浜町土路区町会 |
| 団体所在地 | 伊勢市東豊浜町 1089 番地 |
| 代表者 | 会長 東浦 豊次 |

- (3) 名称 西豊浜町上区町民会館
位置 伊勢市西豊浜町 40 番地
団体名 西豊浜町上区自治会
団体所在地 伊勢市西豊浜町 40 番地
代表者 区長 梶野 悟
- (4) 名称 柏町民会館
位置 伊勢市柏町 528 番地
団体名 柏町会
団体所在地 伊勢市柏町 528 番地
代表者 会長 浅沼 良一
- (5) 名称 船江会館
位置 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号
団体名 船江連合会
団体所在地 伊勢市船江 1 丁目 5 番 44 号
代表者 会長 大西 正孝
- (6) 名称 坂東会館
位置 伊勢市中須町 406 番地の 4
団体名 坂東自治会
団体所在地 伊勢市中須町 406 番地の 4
代表者 会長 大西 孝夫

- (7) 名称 有滝町民会館
位置 伊勢市有滝町 2638 番地
団体名 有滝町会
団体所在地 伊勢市有滝町 2638 番地
代表者 会長 三輪 光一
- (8) 名称 小川町民会館
位置 伊勢市西豊浜町 3657 番地の 3
団体名 小川区自治会
団体所在地 伊勢市西豊浜町 3657 番地の 3
代表者 会長 野呂 和久
- (9) 名称 田尻町民会館
位置 伊勢市田尻町甲 239 番地
団体名 田尻町会
団体所在地 伊勢市田尻町甲 239 番地
代表者 会長 宮間 律行
- (10) 名称 辻久留台会館
位置 伊勢市辻久留町 545 番地 155
団体名 辻久留台自治会
団体所在地 伊勢市辻久留町 545 番地 155
代表者 会長 小嶽 孝一

- (11) 名称 昭和苑会館
位置 伊勢市上野町 324 番地 5
団体名 昭和苑自治会
団体所在地 伊勢市上野町 324 番地 5
代表者 会長 西川 弘
- (12) 名称 檜原町民会館
位置 伊勢市檜原町 113 番地 1
団体名 檜原町会
団体所在地 伊勢市檜原町 113 番地 1
代表者 会長 奥田 勘七
- (13) 名称 東大淀町民会館
位置 伊勢市東大淀町 201 番地 1
団体名 東大淀町会
団体所在地 伊勢市東大淀町 201 番地 1
代表者 会長 濱口 幸洋
- (14) 名称 植山町民会館
位置 伊勢市植山町 486 番地
団体名 植山町自治会
団体所在地 伊勢市植山町 486 番地
代表者 会長 西村 善彦

- (15) 名称 溝口会館
位置 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
団体名 溝口区
団体所在地 伊勢市二見町溝口 516 番地 1
代表者 区長 森本 保治
- (16) 名称 湯田公民館
位置 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1
団体名 湯田自治区
団体所在地 伊勢市小俣町湯田 554 番地 1
代表者 区長 辻 経生
- (17) 名称 明野公民館
位置 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1 ほか
団体名 明野第一第二自治区
団体所在地 伊勢市小俣町明野 1445 番地 1 ほか
代表者 区長 世古口 修一
- (18) 名称 宮前公民館
位置 伊勢市小俣町宮前 433 番地ほか
団体名 宮前自治区
団体所在地 伊勢市小俣町宮前 433 番地ほか
代表者 区長 北本 寛之

(19) 名称	上惣公民館
位置	伊勢市小俣町相合 999 番地 6
団体名	上惣自治区
団体所在地	伊勢市小俣町相合 999 番地 6
代表者	区長 正住 興彦

2 指定の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成23年1月11日

伊勢市教育委員会

委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成23年1月18日（火）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第1号 平成23年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の
人事異動方針について

* 議案第1号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 23 年 1 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
25	中徳工業所	伊勢市田尻町 492 番 地 3	平成 23 年 1 月 5 日

伊勢市公告第 1 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、総務部収税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 23 年 1 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
後藤 善房	三重県松阪市駅部田町 1898 番地

伊勢市公告第 2 号

公 示 送 達

下記の者の平成 22 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 23 年 1 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
三浦 義勝	浦口 4 丁目 12 番 16 号	0089497